

第3回 留学研究奨励金募集要項

(循環器系分野＝心臓血管系・下肢血管系)

【目的】

本財団は、国内外にて研鑽する若手ドクターや医療機器研究者に対して奨学金・奨励金を給付することによって世界の医療及び医療技術の高度化に貢献する目的で、2020年7月に設立されました。

本制度は、医療技術のさらなる向上や国内外の先進研究機関等において研究活動を行うことを計画する臨床経験を持つ医師に対して経済的な支援を行うもので、返済義務のない一定の研究奨励金を給付するものです。

なお、本奨励金の支給を受けることにより、受給者の将来の進路が制約されるものではありません。

【対象】

2025年度（2026年3月期）の募集です。

【募集内容】

1. 奨励金の種類

留学研究奨励金

臨床経験のある日本の医師免許を有する者が、海外の研究機関及び大学等において新たに留学研究*を行うに際して、必要な渡航費、滞在費等の生活費、研究に必要な資機材や書籍等の購入、学会発表準備費用等に充当するためのその費用の一部を支援するものです。

※特定の目的を持った留学研究に対して支援を行うもので、単なる研修受講や講師等としての渡航は対象としません。

2. 募集テーマ

応募は、循環器系分野に即した臨床研究及び医療機器開発にかかる研究であることが求められます。基礎研究及び薬剤に関する研究は対象外となります。

※領域横断的な研究については、選考委員会にて審議しますが、給付対象外となる可能性もあります。ご容赦ください。

3. 応募者資格

次の各号のすべてに該当する者であり、日本の国内施設に勤務する者であり、申請時点で海外の研究機関・医療施設等への留学研究が決まっている者とする。

(1) 2025年4月1日現在で満40歳未満であること。

(2) 循環器系分野における臨床経験があり、日本の医師免許を有する者であること。

- (3) 当財団からの奨励金を所属機関が研究費として管理する前提のもとに、所属長が応募を承認していること、及び外部研究費の受給にかかわる制約がないこと。
- (4) 申請書および奨励金交付の対象となる研究等に関する事項(申請書とは別に提出いただく申請研究に関する資料)とは別に、倫理委員会に提出する「研究実施計画書」がある場合は併せてご提出ください。
- (5) 本人、その家族及び所属団体が、反社会的勢力と結びつきがないこと。
- (6) 2026 年 2 月頃に採択された認定者に対して「認定証」授与式を実施する予定です。出席いただくことも応募要件となりますのでご承知おきください。(Web 会議方式にて開催予定)

4. 給付額及び募集人数

留学生奨励金は、一律 100 万円、5 名程度とします。

5. 奨励金の使途

留学研究に必要な資金であれば、特に使途についての制限はありませんが、渡航費、滞在費、設備・備品、消耗品、旅費交通費、謝金、その他(通信費・資料費・学会参加費・会議費など)を想定しています。海外においての個人的な旅行、遊興、会食等、留学研究に関連のない費用には充当できません。また、申請者が所属する機関の間接経費にも充当できません。

6. 応募期間

2025 年 5 月 1 日 (木) ～2025 年 9 月 30 日 (火) 期間内必着とします。

7. 応募方法

下記の当財団指定の「申請書」に必要事項を記載し、財団宛てメール添付にて送信してください(PDF.不可、Word、Excel 等の形式にて提出)。

財団ホームページより、「申請書」をダウンロードしてください。

また、申請書を印刷し、署名・捺印のうえ 1 通(資料とも)を郵送にて事務局宛てご送付ください。メール提出分は、記名のうえ、捺印の必要はありません。

8. 審査方法

当財団の奨励金選考委員会が審査をして、理事会で承認します。

応募書類、研究計画に不明点等がある場合は、問い合わせさせていただく場合があります。

9. 採否

選考結果の採否は、2026 年 1 月末までに申請者本人に書面にて通知します。

また、本採否は、本財団の理事会で決議された日から 1 年間有効とします。

なお、採択結果については、対象者、研究内容等の概要について、当財団ホームページにて公表いたします。

10. 給付方法

原則として、2026年2月末までに、申請者が指定する預貯金取扱金融機関（外国銀行を除く）に全額を振り込みます。ただし、留学の時期が決まらない等の事情がある場合は、申請者本人からの留学時期の決定の通知を受けた月の翌月末までに全額を振り込みます。留学期間決定のご連絡が遅くなった場合、振り込みが遅れる場合がございますのでご注意ください。

なお、奨励金の給付を受けた者の故意による重大な違約が認められた場合は、当財団の定めに基づき、当該期間に給付した奨励金の返還を求めることがありますので、ご承知おき下さい。

11. 研究成果及び奨励金使途の報告

留学研究奨励金の給付を受けた者は、1年程度の後及び留学終了時（給付から1年以内に留学が終了する場合は留学終了時のみ）より遅滞なく、留学研究の主要な成果及び奨励金の使途を日本語により本財団に提出していただくとともに、その概要を当財団 HP にて公表します。また、留学時の研究成果を对外発表する際には、当財団からの支援があった旨、ご記載ください。

12. 書類送付先

〒465-0092 愛知県名古屋市名東区社台3丁目245番地5

一般財団法人朝日インテック・宮田尚彦 医療技術支援財団 事務局

(eメール: info@miyata-foundation.or.jp、電話: 090-4543-3822)

以 上